

番 号	17請願第2号 (即 決)
受理年月日	平成17年2月28日
件 名	公共事業における賃金等確保法(公契約法)制定を国に求めることについて
提 出 者	東京土建一般労働組合三鷹支部 執行委員長 橋本 昇
紹介議員	斎藤 隆
要 旨	
〔請願要旨〕	
公共事業における賃金等確保法(公契約法)の制定を国に求めてください。	
〔請願の理由〕	
<p>今、国や自治体の公共・委託事業をめぐって、人件費を無視したダンピング受注やピンはねが横行し、下請企業や資機材等納入業者及びそこで働く労働者に深刻なしわ寄せが押しつけられています。</p> <p>労働者の賃金は契約時の積算単価を下回り、二省協定賃金以下に賃金単価や不払いまで起こり、労働条件が「労働も賃金も市場任せ」になっていることを示しています。</p> <p>私たち東京土建三鷹支部が昨年8月26日に行った、三鷹市が発注した「公共工事現場」の聞き取り調査では、実際に現場で就労する労働者は都外の方が多く、市内在住の労働者は皆無でした。</p> <p>三鷹市が発注する公共工事において市内在住の労働者が就労すれば、市税が市内の労働者に払われ、税金の還流が行われることになり市財政へ返ってくると考えます。</p> <p>1949年にILO(国際労働機関)で「公契約における労働条項に関する条約」が決議され、既に58カ国で批准されています。</p> <p>また、公共工事においては「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が成立し、参議院では「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努めること」の附帯決議も採択されています。</p> <p>国民・住民の生活を保障し地域経済の振興を図るべき地方自治体は、みずから発</p>	

注する公共関連事業や官公需に従事するための労働者の賃金が確保されるように責任を果たすべきと考えます。

生活するための労働者の賃金を資材や商品と同じ市場にさらすのではなく、賃金を底支えする制度となる「公共事業における賃金等確保法」(公契約法)を検討するように国に要望してください。